

## BS・CSデジタルアナ変換サービス終了のお知らせ

町ケーブルテレビのホームターミナルを使用してBS・CSデジタルアナ変換放送をご覧の方は、平成27年3月31日のデジタルアナ変換サービス終了に伴いBS・CS放送が視聴できなくなります。平成27年4月1日からはデジタル放送でのみ視聴が可能になります。

### BSデジタル放送の視聴方法

デジタルテレビをご覧の方は、BSアンテナかBSアップコンバータを取り付けていただく事で視聴が可能になります。また、従来のアナログテレビでご覧の方は、BSデジタルチューナーやBSデジタル対応録画機を取り付けていただく事で視聴が可能になります。

### CSデジタル放送の視聴方法

CSデジタル放送対応のアンテナを取り付けていただき、放送事業者と契約いただく事で視聴が可能になります。

※BS、CSデジタル放送をご覧になるために必要な機器等については、お近くの電気店にご相談ください。

■問合せ 南越前町ケーブルテレビ ☎47-8006

## 雪道の車の運転にご注意ください

雪道の車の運転は、予想以上に路面が滑ることを念頭に置き、急発進、急ハンドル、急制動などの「急」のつく操作は行わず、安全な速度で走行しましょう。消雪装置が稼働している道路では、走行時に水をはねて、歩行者に水がかかってしまうことがありますので、歩行者の近くでは徐行運転などの配慮をお願いします。

## 国民健康保険のお知らせ ■問合せ 町民税務課 ☎47-8015

### 70歳未満の方の高額療養費制度の限度額が変更になります。

#### 高額療養費制度の限度額について

1カ月間に支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、超えた分が申請により「高額療養費」として支給されます。

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の限度額が変更になります。

低所得者に配慮した上で、負担能力に応じた限度額になります。

#### 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

【平成26年12月まで】

所得区分	年3回目まで	年4回目以降 <sup>*1</sup>
上位所得者 基準総所得額 600万円超	[A] 150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	83,400円
一般 住民税課税世帯 基準総所得額 600万円以下	[B] 80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円
住民税非課税世帯	[C] 35,400円	24,600円

↓ 所得区分が細分化

【平成27年1月から】

所得区分	年3回目まで	年4回目以降 <sup>*1</sup>
基準総所得額 <sup>*2</sup> 901万円超	[ア] 252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	140,100円
基準総所得額 600万円超～901万円以下	[イ] 167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	93,000円
基準総所得額 210万円超～600万円以下	[ウ] 80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円
基準総所得額 210万円以下	[エ] 57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	[オ] 35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が上記のとおりになります。

※2 基準総所得額 = 前年の総所得額等 - 基礎控除 33万円